

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額分等請求事件

原告 竹内浩史

被告 国

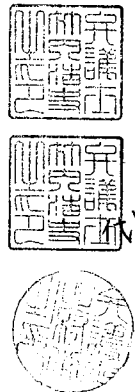
2026（令和8）年5月25日

第10準備書面

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告 竹内浩史
原告訴訟代理人弁護士 水野幹男
同 北村 栄

ほか



第1 本書面の趣旨

2026年（令和8年）2月9日の口頭弁論期日において、被告は、本件訴訟で問題になっている地域手当の性質等について、主張を補充することになった。

被告は、同年3月31日付第6準備書面で、これに対応する書面を提出した。

本書面は、この書面に対する見解を示し、地域手当が憲法80条2項にいう「報酬」に該当することをあらためて主張するものである。

第2 被告の主張

被告は、地域手当について、「公務員の勤務する地域における民間の賃金水準及び物価等といった種々の要素に基づき、その職務等に関係なく支給されるものである。」とし、「地域の民間企業の状況を踏まえてその割合が設定され、一定の地域に勤務する裁判官に対しては一律の割合で支給され、その割合を決定するに当たって、個々の裁判官の職務の複雑、困難及び責任の程度に関する要

素は一切考慮されない。」と指摘する（第6準備書面3から4頁）。

その上で、被告は、「地域手当は、『裁判官の職務と責任に対する給付』とはいえず、憲法80条2項にいう『報酬』には当たらない。」とする。

第3 被告の主張に対する反論

1 被告の主張は地域手当の性質について述べていない

被告は、裁判所からの釈明に答えて「地域手当の性質等」を主張することになっていたが、第6準備書面では、個々の裁判官の職務と責任の程度を考慮して給付されるものではない、と述べているにすぎず、地域手当の性質は何か、という問題に何も答えていない。

2 地域手当の目的は俸給の地域差を調整するためのものであること

地域手当の目的は、「国家公務員の給与について地域の民間賃金水準を適切に反映したものとするため」のものである（公務員給与法精義（乙13）292頁）。

地域手当が創設された経緯についてはすでに第3準備書面3頁「2 地域手当の沿革」で述べたとおりである。

2004年人事院勧告（「職員の給与に関する報告」（甲6））において、当時の「公務員の俸給表の水準は東京都特別区のような高い民間水準を含んだ全国平均の官民の給与格差に基づいて設定していることから、民間賃金の低い地域でも全国平均に基づく俸給表の水準が保証されることになり、そうした地域では公務員給与が高いのではないかという批判を生じる一方で、都市部では公務員給与の水準が民間賃金を下回るといった問題が生じている。」と問題点を指摘し（甲6・21頁）、俸給表の全体の引き下げと地域に応じた適切な給与調整の実現を提案している（甲6・22頁）。

このように、地域手当の目的は、俸給の地域差を調整するためのものである。

3 地域手当の性質は他の手当とは異なり俸給の性質をもつこと

「国会公務員給与法が定める手当は、その性質・目的によって、生活補助的

手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当）、地域給的手当（地域手当、広域移動手当、特地勤務手当等）、職務の特殊性に応じた手当（俸給の特別調整額、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当等）、時間外勤務等特別の勤務に対する手当（超過勤務手他、宿日直手当等）、賞与に相当する手当（期末手当、勤勉手当）などに大きく分けられる。」（公共部門労働法 273 頁・甲 17）と指摘されている。

この中で地域手当は、「地域給的手当」に分類されている。地域手当は、地域毎の給与、すなわち、俸給の性質を持つものと分類されているのである。上記地域手当の制定の経緯からも、そのような性質に分類されるのは当然である。

上記、公共部門労働法は、「地域手当は、全国各地で勤務する国家公務員の給与は、（中略）民間準拠・官民均衡の原則に則って、官と民の全国平均の給与格差を求めてこの較差を解消する形で俸給の水準が設定され、この俸給水準に依拠して定められた俸給表は全国一律に適用されている。（中略）地域手当は、このような俸給制度の構造的事情等から、地域の民間水準を国家公務員給与に適切に反映させ調整するという目的に立ち（中略）創設された手当である。」とも指摘している（同上 274 頁から 275 頁・甲 17）。

このように、地域手当は、国家公務員ないし裁判官に支給される他の諸手当を比較しても、異質の給付である。地域手当の目的から、その性質は俸給の一部である。

4 裁判官の報酬等に関する規則における地域手当の性質

「裁判官の報酬等に関する規則」は、4 条において「地域手当は、一般の官吏の例により支給する。」と規定するほか、次の諸手当（賞与である期末手当及び勤勉手当を除く。）について規定している。

- (1) 2 条（初任給調整手当）判事補 5 号から 12 号までの判事補等に支給する。
- (2) 3 条（扶養手当）扶養親族のある判事補等に支給する。
- (3) 5 条（広域異動手当）判事・判事補等に一般の官吏の例により支給する。

- (4) 6条（住居手当）判事補等に一般の官吏の例により支給する。
- (5) 7条（通勤手当）一般の官吏の例により支給する。
- (6) 8条（単身赴任手当）判事・判事補等に一般の官吏の例により支給する。
- (7) 9条（特殊勤務手当）判事補等に一般の官吏の例により支給する。
- (8) 10条（特地勤務手当）判事・判事補等に一般の官吏の例により支給する。
- (9) 11条（裁判官特別勤務手当）判事・判事補等に支給する。
- (10) 16条（寒冷地手当）判事・判事補等に一般の官吏の例により支給する。

このうち、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当等は、裁判官の個別事情（扶養家族・住居費・通勤費・単身赴任等）に基づいて、所定の額を支給されるものであって、一定の金額であり、同一勤務地において上記個別事情が変わったために支給額が低くなったからといって、違憲の問題は生じないことが明らかと思われる。

他方、地域手当は、本務として勤務する裁判所が変わらない限り、上記のような個別事情が変わったところで変更されない。原告のように、名古屋市内の住所から津地裁本庁に通勤していたからといって、名古屋市の地域手当（15%）が支給されるわけではなく、津市の地域手当（6%）しか支給されない。

しかし、地域手当は地域給的性格から「職務の複雑、困難及び責任の程度」を考慮して給付される俸給に上記割合を乗じて得た額として算出されるので、「職務の複雑、困難及び責任の程度」については反映している。のみならず、地域手当は、賞与である期末手当及び勤勉手当の基礎額に算入されることとなっており（上記規則12条3項、15条3項）、期末手当及び勤務手当の基礎額について本俸と全く同様に位置付けられている。

以上によれば、地域手当は本俸に準じるものであり、給与の本体そのものの性質を有している。地域手当は、「裁判官の職務と責任に対する給付」と評価されるべきである。

第4 小括

以上主張してきたことから、地域手当は憲法 80 条 2 項の報酬に当たると言うべきである。

以上